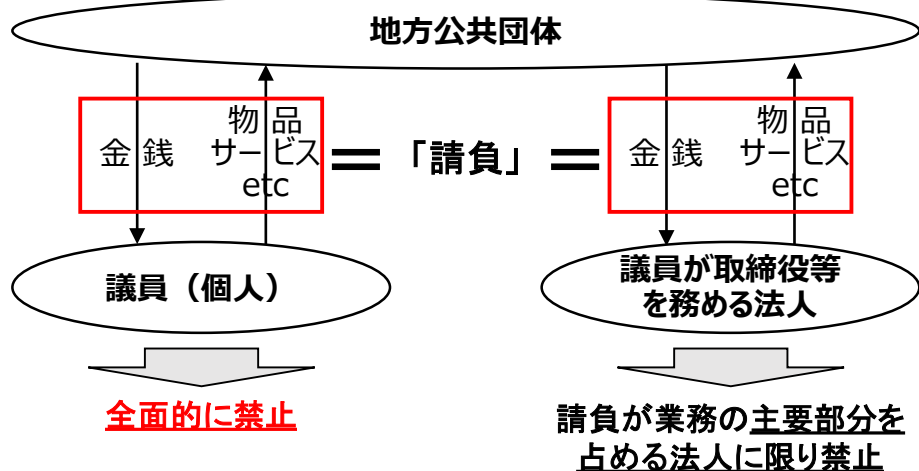


議員立法（地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号））の概要

① 請負禁止の範囲の明確化・緩和 （地方自治法第92条の2関係）

改正前



※議会により請負の禁止に抵触する旨の認定を受けた場合、議員は失職する。

- 課題
- 「請負」の定義が条文上不明確であること
 - 個人による請負は金額の多寡にかかわらず禁止されていることが、議員のなり手不足の原因となっているとの指摘がある。

改正後

- 「請負」の定義の明確化（※）。

（※）請負の定義規定

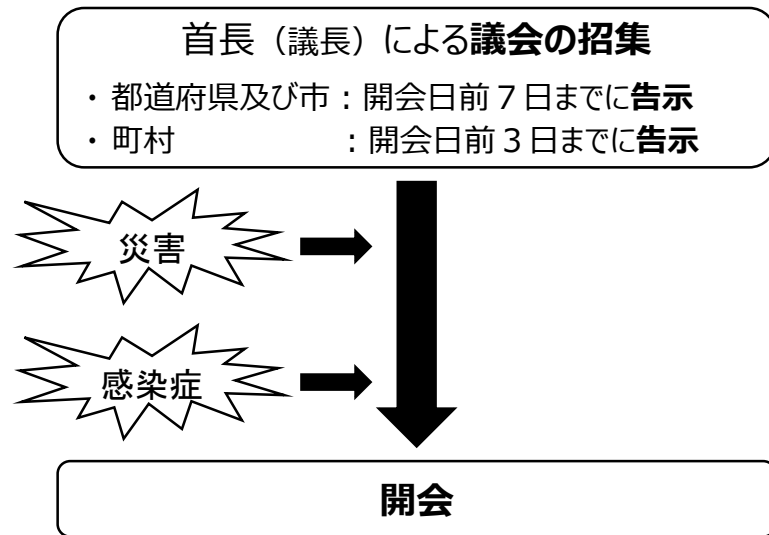
「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」

- 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能。

施行日：公布の日から3月以内で政令で定める日（令和5年3月1日）

② 災害等の場合の招集日の変更 （地方自治法第101条関係）

改正前



課題

招集の告示をした後、開会の日^に議員の応招が困難な事態が発生した場合の対応が法律上不明確。

※ 招集の告示の後、招集の日を変更することはできないとする行政実例がある。（昭和26年9月10日）

改正後

- 招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日^に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日を変更することができることを法文上明確化。
- 開会の日を変更した場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。

施行日：公布の日（令和4年12月16日）